

許可申請における提出書類（法定書類）

様式番号	書類の名称	要◎ 否×		省略可能な書類（注1）								備考		
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	一般特新規	業種追加	更新	一般特新規+業種追加	一般特新規+更新	業種追加+更新		一般特新規+業種追加+更新	
第1号	建設業許可申請書	◎	◎											
別紙1	役員等の一覧表（注2）	◎	×											
別紙2（1）	営業所一覧表（新規許可等）	◎	◎											
別紙2（2）	営業所一覧表（更新）	◎	◎											
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	◎	◎											秋田県知事許可申請の場合は、代わりに証紙納付書（秋田県財務規則様式第61号）を用います。
別紙4	専任技術者一覧表	◎	◎											
第2号	工事経歴書	◎	◎		○			○			◇			直前の事業年度のもののみで可
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎		○			○						
第4号	使用人数	◎	◎		○			○						
第6号	誓約書	◎	◎											
—	破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（21ページ参照）（注3）	◎	◎											「身分証明書」などと呼ばれ、 本籍地の市区町村 で発行します。
—	国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類（21ページ参照）（注3）	◎	◎											①又は②のいずれかを提出してください。 ①成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び市町村の長の証明書（注4） ②契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書
第7号	経營業務の管理責任者証明書	◎	◎											
別紙	経營業務の管理責任者の略歴書	◎	◎											
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	◎	◎											
—	技術検定合格証明書等の資格証明書（注5）	◎	◎					○			◇			提出するのは写しですが、原本確認を行うので、必ず資格証明書の 原本を併せて持参 してください。（注6）
第9号	実務経験証明書（必要に応じて卒業証明書を添付）（注5）	◎	◎					○			◇			
第10号	指導監督的実務経験証明書（注5）	◎	◎					○			◇			
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎											
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（注7）	◎	◎											
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注8）	◎	◎											
—	定款	◎	×					○	△	○	△			許可を受けようとする建設業が定款の目的に挙げられていなければなりません。
第14号	株主（出資者）調書	◎	×					○	△	○	△			
第15号	貸借対照表	◎	×					○	○	○	○			
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	◎	×					○	○	○	○			

様式番号	書類の名称	要◎ 否×		省略可能な書類（注1）								備考	
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規＋業種追加	般特新規＋更新	業種追加＋更新		般特新規＋業種追加＋更新
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×			○		○	○		○		
第17号の2	注記表	◎	×			○		○	○		○		
第17号の3	附属明細表（注9）	◎	×			○		○	○		○		
第18号	貸借対照表	×	◎			○		○	○		○		
第19号	損益計算書	×	◎			○		○	○		○		
—	履歴事項全部証明書	◎	◎			○		△	○		△		
第20号	営業の沿革	◎	◎			○			○				
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎			○		△	○		△		
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	◎	◎			○		○	○		○		秋田県知事許可申請の場合は、事業税の納税証明書を添付することになります。新設法人で設立後最初の決算期が未到来の場合は「法人設立届」の控えの写し（総合県税事務所課税部に提出して受付印が押されたものに限る。）、新規開業個人事業者で開業後最初の決算期が未到来の場合は「個人事業開業届」の控えの写し（管轄税務署に提出して受付印が押されたものに限る。）をもって、事業税の納税証明書に代えることができるものとして取り扱います。
第20号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎										
第20号の4	主要取引金融機関名	◎	◎			○		△	○		△		

（注1）

「省略可能な書類」欄の記号について

○…省略可能

△…変更がなければ省略可能

□…一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合を除き、省略可能

◇…更新申請をする建設業に関しては省略可能

（注2）

「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役、顧問（非常勤を含む。）、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者その他役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者が含まれます。

※注記は次ページへ続きます。

(注3)

法人の役員等、個人事業主、令第3条の使用人等の全員のものがが必要です。

ただし、役員等のうち、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については提出を要しません。

(注4)

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書において、成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨についても証明されている場合には、国土交通大臣または都道府県知事が必要と認める書類として別途市町村の長の証明書を提出する必要はありません。

(注5)

監理技術者資格者証の写しにより、法第7条第2号又は法第15条第2号（専任技術者）の基準を満たすことが証明できる場合には、当該監理技術者資格者証の写しの提出があれば、技術検定合格証明書等の資格証明書、学校の卒業証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書の提出は要しません。なお、有効期限が切れている監理技術者資格者証であっても、資格や実務経験については認めるものとします。

(注6)

ただし、資格証明書に代えて監理技術者資格者証の写しを提出する場合は、当該監理技術者資格者証の原本の持参は不要です。

(注7)

経營業務の管理責任者に該当する者については作成不要です。

また、顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印は要しません。

(注8)

役員等が令第3条の使用人を兼ねている場合は省略可能です。

(注9)

附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。

ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

- ① 資本金の額が1億円超であるもの
- ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの